

先哲叢談聚議

雅俗の会

<https://doi.org/10.15017/4755976>

出版情報：雅俗. 3, pp. 255-268, 1996-01-10. 雅俗の会
バージョン：
権利関係：



先哲叢談聚議

連載 その三

雅俗の会

藤原惺窩（卷之一）

藤原肅^{字、歛夫、號、惺窩、北内山人、柴立子、廣胖窩、}
 曾其別號播磨人。

藤原：播磨人、姓、諱、字、出身地に關しては、林羅山撰「惺窩先生行狀」（『惺窩先生文集』所収。以下、「行狀」と略す）に「先生姓藤原。諱肅。字歛夫。播州細河邑人也」とある。また号についても、「行狀」中に「沆称ニ先生所居為ニ広胖窩」。先生自称曰ニ惺窩。「先生以下良ニ其背ニ兼山長上。故自号曰ニ北肉山人。」時先生自号ニ柴立子」という記述が見え、「行狀」によるもの。惺窩の伝に關しては他に冷泉為經編の「惺窩先生系譜畧」（『惺窩先生文集』所収。以下、「系譜畧」

と略す）がある。

惺窩為中納言定家十二世孫也。食播磨三木郡細河村。父為純時。為土豪。別所長治所。侵掠為純與長子為藤黎之。不利皆死。當是時。織田右府唱霸。其臣羽柴秀吉。盛用事。惺窩乃告秀吉。欲比死者一洒之。秀吉答以不。如待時。於是亡其地。惺窩初年。削髮入釋名華。號妙壽院。後悟其非。遂歸於儒。時海內喪亂。日尋干戈。文教掃地。而卓然獨唱。過于其間。為後世文學之祖。自非豪傑士。豈得如此乎。物茂卿與都三近書曰。昔在遠古。吾東方之國。氓氓乎罔知覺。有王仁氏。而後民始識字。有黃備氏。而後經藝始傳。有菅原氏。而後文史可誦。有惺窩氏。而後人人言。則稱天語。聖斯四君子者。雖世尸祝乎學宮。可也。斯言信矣。

惺窩：世孫 『惺窩文集』卷之二「生白室」に「京極

戸部尚書十二世後人 北肉山人」とあり、又、『惺窩文集』の堀杏庵序に「測其家譜」。則定家十二世孫也。」

とある。家系は定家の孫の時に三家に分かれ、その後、室町期に上下に分かれた下冷泉家。

世食：細河村 この細河莊をめぐる訴訟のために阿仏尼が『十六夜日記』の旅を行ったことは有名。その後冷泉家の采邑となり断続しながらも為純の時代まで続いたことが「系譜略」に詳しく記されている。

父為純：亡其地 惺窩の父為純と兄為勝が別所長治に攻められて戦死したのは、「系譜略」によれば、天正六年四月一日のこと。為純、享年四十八。為勝、享年二十二。惺窩は秀吉に故地細河村の回復を願ったが、時運に合わないといふけられたことも「系譜略」にみえる。

惺窩初年：名舜 「行状」の「甫七八歳。投竜野昊東明長老。誦心經法華等皆諳焉。人呼為神童。一旦祝髪為浮屠。名曰舜。東明師慶景雲寺長老成九峯。姓大江氏。所謂儒而入仏也」という記述による。仏門に入ったのは惺窩七、八歳（永祿十、十一年）

のころ、播磨竜野景雲寺の東明長老のもとである。東明は漢学の家である大江氏の出で、儒仏を兼学しており、惺窩もその師のもとで儒学に触れたらしい。

号妙寿院 「行状」に「其所居曰妙寿院」とあり、妙寿院は相国寺での惺窩の居所で、そのまま号として使ったもの。「系譜略」には父の死後「奉母与兄弟」。同来京師」とあり、「行状」には「弱歳来洛。洛之相国寺普広院泉和尚者先生叔父也」とあることから、父の死後、母と兄弟を連れて相国寺にいた叔父を頼って、上洛したものであろう。

後悟：帰於儒 「行状」には「先生雖読仏書。志在儒学」「先生以為我久從事於釈氏。然有疑于心。読聖賢書信而不疑。道果在茲。豈人倫外哉。釈氏既絶仁種。又滅義理。是所以為異端也」など、儒学に傾倒していく様が記される。

物茂卿：三近書 『徂徠集』卷二十七所収。物茂卿は获生徂徠。享保十三年没、享年六十三。都三近は宇都宮遯庵。宝永六年没、享年七十七。

昔在：可也 〈本文異同〉なし。

嘗應關白秀次召與五山緒徒同賦詩于相國寺他日復召即辭以疾而謂弟子曰君子小人有黨非黨而交終不相容也以余交秀次非唯終不相容後必有悔不可追者余不欲復見秀次聞而銜之惺窩懼不免乃避之肥前名護屋當是時豐大関有事于異域多率諸侯蒞此地惺窩初見東照君見禮又見中納言秀秋秀秋性豪倨然惺窩至則肅然改容其性行亦多爲所改云

嘗応：相国寺 「行状」には「十九年辛卯。博陸侯豊臣秀次令_下長老周保。聚_中五山詩僧於相国寺_上。題詩聯句_一」とあり、天正十九年のこととする。しかし『鹿苑日録』によれば、文禄元年十二月二十七日条に秀次から詩会の開催を命令されたことが記され、実際は文禄元年のことか。

他日：此地 先の引用に続いて「行状」には「先生初一会。而後不_二復赴_一。（略）吾不_レ欲_レ耦_二于侑_一也。秀次不_レ悦。先生避_レ之赴_二肥州那護屋_一」（略）是時有朝鮮之役。秀吉公在_二那護屋_一。列国諸軍從_レ之」と記され

る。また、『鹿苑日録』の文禄二年一月七日の条に「舜首座（略）聯句出頭再三固辭。雖然予強而云出頭可也云々。終不諾。即赴于丹陽云々。旋洛之時。重而可令出頭云々」と、「行状」の内容を裏付ける記事がある。その後惺窩は名護屋を出て豊後に遊び、文禄二年末から三年にかけて江戸に赴くなど、京を避けるかのような行動をとっている。

東照君見禮 「行状」では「源君同来会。先生始獲_二謁見_一。既而先生行_二遊豊之後州_一。為_二西海之壯觀_一。文禄二年癸巳。赴_二武州之江戸_一。執_二謁於源君_一」とあり、家康に厚く遇されたことがわかる。

中納言秀秋 小早川秀秋。武将。慶長七年没、享年二十六。

播磨赤松廣通好學獨能拔流俗師尊惺窩嘗報學校行釋奠惺窩竊以爲此人當期斯道石田三成居佐和山亦重惺窩令_二戸田内記者聘之惺窩欲往不果廣通有故自刃惺窩哭之慟與朝鮮姜沆書曰赤松公今新書四書五經之經文請予欲以宋儒之意加

倭訓于字傍。以便後學。日本唱宋儒之義者。以此冊爲原本。今世徒知有上杉謙信。小早川隆景。高坂昌信。直江兼續等。好文于簪笈之間。而知有赤松廣通者鮮矣。

播磨…斯道 「行狀」に「後帰播見赤松氏」。赤松

氏善遇之。故從赤松氏遊于洛于伏見之間。先生雖讀三仏書志在三儒学。とある。赤松広通は武將。慶長五年自刃、享年三十九。広通の援助のもとで釈奠を行ったことも、「又勸別構一室。安聖牌以擬大成殿」。試使貞順等諸生。肄釈奠礼。此礼既絶久矣」という「行狀」の記述や「悼赤松氏三十首」の詞書によってわかる。

石田三成…不果 「行狀」に「四年己亥。治部少輔石田三成。居佐保山。使戸田内記某召先生。將往而不果。明年庚子。三成敗死」とあり、慶長四年のこと。

広通…慟 「行狀」に「赤松氏自殺。先生甚慟」とある。惺窩は広通自刃に際して「悼赤松氏三十首」（『惺

窩先生和歌集』巻五所収）を草している。

與朝鮮姜沆書 『惺窩先生文集』巻十所収「問姜沆のこと。姜沆は朝鮮の儒者。元和四年没、享年五十二。慶長の役の際（慶長二年）捕虜となり、伏見城に移され、慶長五年許されて帰国。惺窩は慶長三年、姜沆と赤松広通の屋敷で出会っている。

赤松公…原本 八本文異同Vなし。ここでは赤松広通が惺窩に四書五経への加点を請うたことになっているが、「行狀」には「先生勸赤松氏。使姜沆等十数輩。浄書四書五経上。先生自据程朱之意。為之訓点」とあり、惺窩が勧めたことになっている。姜沆は「五経跋」（『惺窩文集』続巻三所収）において「日東之人不知有宋賢。惟斂夫表出之。是無斂夫。則無宋賢也。斂夫之志非赤松。則不能成。是無赤松。則無斂夫也。」と述べており、いずれにせよ、惺窩の学問が広通の援助無くしてはなり得なかったことがわかる。

小早川隆景 武將。慶長二年没、享年六十五。

高坂昌信 高坂弾正虎綱。武田信玄の家臣。『甲陽軍鑑』の原著者とされる。天正六年没、享年五十二。

直江兼續 上杉景勝の家臣。元和五年没、享年六十。

此邦講宋學者、以僧玄惠爲始。爾後有聞唱之者、其學不振。至惺窩專奉朱說、林羅山、松永昌三、那波活所諸賢皆出於其門。各爲時所歸仰。繼之、山崎闇齋、獨立自振、亦宗洛閩。於是乎朱學始大行。闇齋答真邊仲庵書曰、朱書之來于本朝、凡數百年焉。獨清軒玄惠法印始以此爲正、而未免佛。藤大閤亦以爲程朱新釋可肝心、而猶惑乎佛。遂不開實尊信之者也。慶長元和之際、南浦自謂信之、而亦尊佛。惺窩自謂尊之、而亦信陸。陸之爲學、陽儒陰佛。儒正而佛邪。厥縣隔不翅雲泥。既尊此、而信彼、則肯庵草廬之亞流耳。

玄惠 天台宗の僧。仏儒を兼學し宋學の祖とされる。

觀応元年没、享年未詳。

林羅山 幕府儒官。明暦三年没、享年七十五。

松永昌三 号尺五。儒者。明暦三年没、享年六十六。

那波活所 和歌山藩儒。慶安元年没、享年五十四。

山崎闇齋 儒者、垂加神道の創始者。天和二年没、享年六十五。

闇齋答：仲庵書 『垂加文集』卷二「答真辺仲庵書」所収。真辺仲庵は藤井懶斎。山崎闇齋門、久留米藩儒医。宝永六年没、享年九十三（『月下記』）。

朱書：垂流耳。△本文異同▽可肝心—可爲肝心。而亦尊佛—自亦尊佛。而亦信陸—自亦信陸。

尊佛—自亦尊佛。而亦信陸—自亦信陸。

一日直江兼續山城守來求見、而惺窩不欲、乃使將命者陽言不在。三來皆如之。最後惺窩謂曰、渠如復來、則吾見之。大日即復至、時值其實不在。兼續悵然曰、余願見先生、而不可得。今日已將北發歸會津、則終無由邂逅。信天也。言畢而去。有頃、惺窩歸、聞之曰、渠猶未遠、即追至大津驛、及之。兼續大喜、厚致禮敬。曰、余多欲就正有道者。前日數詣、數不在。不圖今親降玉趾。是天假余以納履之緣也。然倉猝之際、他不得問。請正一事。夫繼絕扶傾、當今之時、將可行否。惺窩不答、出而慨然曰、渠猶未思屬霸主。又將有所謀焉。嗚呼生靈受困、一何忍之甚也。

一日：甚也 典拠不詳。『前橋旧蔵聞書』五に以下のような話がある。「直江山城守兼繼、寿院惺齋に對面ノ

望アリテケレトモ、惺齋止メ、ウケヒカス、兼繼ツイニ押シテ惺齋ノ宅ニ至リヌ、惺齋他行ノ折カラナリキ、直江度々招請相見ヲネカヘルニ不果、今日来レルニ不逢、一向留守ヲツカヘルニ同シトテ、惺齋自彼力宅ニ尋ヌ、直江、関東ヘ下向ノタメ、既ニ其日発足シヌトアリケレハ、惺齋アトヲ追テ、大津ニ至リテ対談アリキ、兼繼、事ノツイテニ、久クスタレタル家ヲ急ニ可取立時ニ、臣下ノ心持ハ如何アルヘキト尋ヌ、惺齋、事ノ急ナルハ却テ破ルヽノ基ナリト云事ヲ談シテカヘリヌ、後ニ惺齋云ク、兼繼、主君ヲスヽメテ事ヲヲコサシメ、家ヲ滅亡スヘキコトヲナシテントカタレリキ、果シテ景勝奥州ニ事アリテ、其功ヲ不終ナリニキ也。また、『米沢地名選』にも類話が収録されているが、各話とも細部において異なっている。一致するのは、逢った結果、惺窩が兼繼に対して悪い印象を得たということ。(参)『大日本史料』第十二編之三十二元和五年十二月十九日の条。

釋承兌靈三共以才學自負嘗語惺窩曰吾子初奉佛今又爲儒是棄真歸俗也吾子何時此義乎惺窩曰

所謂真俗二諦浮屠所說而俗自謂也夫戾天理廢人倫何以謂之真二釋默然他日又會某所壁間掛數行艸字二釋不能讀座者皆曰艸固難讀非如指易讀惺窩一覽輒朗誦曰古人云能讀拙者必能讀

釋承兌：讀艸

「行狀」の「秋九月。幕下入洛。先生深衣道服謁。幕下欲聞其言。時有浮屠和尚承兌及靈三者。与先生旧相識。頗自負文字。嘗侍秀吉公。公歿仕于幕下。時兌爲僧司錄。謂先生曰。有真有俗。今足下棄真還俗。我不唯惜執扠拈錘手而已。又爲叢林惜之。先生曰。自仏者一言之。有真諦有俗諦。有三世間有出世。若以我觀之。則人倫皆真也。未聞呼君子爲俗也。我恐僧徒乃是俗也。聖人何處人間世哉。兌不悅。或人招先生承兌靈三。壁間掛草書幀。皆不能讀。先生即能讀之。或曰。凡草寫者難讀。真書者易讀。先生曰。不然。能讀真者。亦能讀草に依る。慶長五年関ヶ原の合戦の後、徳川家康入洛の際のこと。承兌は臨濟宗

の僧、相国寺住持。慶長十二年没、享年六十。靈三は南
禅寺住持。慶長十三年没、享年七十四。

羅山先生撰行狀曰先生嗜酒然或經旬不沾唇或痛
飲輒醉而不亂人曰先生有男小字曰冬有女既葬
江邨北海日本詩史那波魯堂學問源流俱載惺窩
歸儒之後不蓄妻妾不御酒肉事則誤矣

先生嗜…不亂　△本文異同▽先生一性。

先生有…既筭　△本文異同▽筭一筭矣。

江邨北海　儒者。天明八年没、享年七十六。

日本詩史　江村北海著。明和八年刊。五卷三冊。

那波魯堂　德島藩儒。寛政元年没、享年六十三。

學問源流　那波魯堂著。寛政十一年刊。一冊。

俱載…誤矣　『日本詩史』に依れば「雖婦儒後」

不畜妻妾。不御酒肉」とある。

惺窩旁好倭歌時吟咏發舒情思其集四卷合本集刊
行于世羅山始至席上賦倭歌贈之以庶幾其成立
歌曰惺窩外郎蕭然歌木梢鳥語鶯聲屋木常

惺窩…于世　『惺窩先生倭調集』は五卷。『惺窩先生
文集』（享保二年跋刊）と併せて刊行されている。後出。

羅山…木膚　『惺窩先生倭調集』卷四雜部に「この歌
は道春二十二歳のとき初めてまみえけるによりてかくなん」
という詞書で「なれよふし雲のうへまていやたかき名の
まことをもしかれとそ思ふ」という和歌がおさめられて
いる。道春二十二歳は慶長九年。

惺窩集有二板一則羅山編次菅得菴續編合八卷字
有謄舛一則其孫權中將為經編水戸義公校之併
倭文為十七卷冠以後光明帝御序夫元寛以降
奎運大興文儒盛行其著作布世者汗牛充棟然未
嘗一聞有至尊賜序如惺窩可謂希世之榮耀矣

一則羅山…謄舛　『惺窩文集』林羅山編正編五卷、寛

永四年堀杏庵序・林東舟跋。菅得庵編統編三卷、寛永四
年菅得庵序。

一則其孫…御序　『惺窩先生文集』冷泉為經編十二卷、
慶安四年後光明天皇序、享保二年冷泉為經跋。『惺窩先
生倭調集』冷泉為景編五卷、寛永二十年為景序。『惺窩

先生文集』の為経跋によれば、『惺窩文集』は「誤脱・遺漏」が多かったため、為経の祖父為景が水戸光圀、木下長嘯子らの協力を仰ぎ慶安四年には後光明天皇の序を賜って全十五巻で板行する寸前であつたが焼失。その後為経が奔走し全十七巻で刊行したものが『惺窩先生文集』である。

今時作詩者、或奉宋詩。目白石南郭、事所作、為模範。割竊於是唐詩品彙。唐詩選明七子集、漸廢瀛奎律髓。聯珠詩格等盛行矣。而惺窩教人、已取此書為式。春齋西風淚露編曰：惺窩有言曰：欲學古詩、則可見選詩風雅翼、欲學律詩、則可見瀛奎律髓、欲學絕句、則可見聯珠詩格。

白石 新井白石。幕府儒官。享保十年没、享年六十九。

南郭 服部南郭。儒者。宝曆九年没、享年七十七。

唐詩品彙 明、高棟撰。九十巻、拾遺十巻。

唐詩選 明、李攀竜編か。七巻。

明七子集 和刻本に『国朝七子詩集註解』、また井上

蘭台『明七子詩解』（宝曆七年刊）、中条允『明七才子

詩掌故』（明和八年刊）などがある。

瀛奎律髓 元、方回撰。四十九巻。

聯珠詩格 元、于濟撰、蔡正孫補。二十巻。

春齋：淚露編 『驚峰先生林学士文集』巻七十八哀悼

六「西風淚露」に依る。春齋は林驚峰。幕府儒官。延宝

八年没、享年六十三。

惺窩有：詩格 ハ本文異同、詩格―詩格也。『選詩風

雅翼』は元の劉履撰。十二巻。

（入口敦志）

井河天民（巻之六）

井河亮字簡亮松謚天民平安人

井河：簡亮 渡邊毅撰「天民先生井河君墓表」（『天民

遺言』巻上、『史氏備考』巻九、『事實文編』巻三二。以下「墓表」と略す。）に「先生諱、亮字、簡亮、伴蒿蹊

『近世畸人伝』（寛政二年刊）巻之五「並河天民」（以下

『畸人伝』と略す。『近世畸人伝・続近世畸人伝』（東洋

文庫二〇二、平凡社」に「天民並河氏、諱亮、字簡亮、即通名とす。」とある。

私諡天民 「墓表」に「若揭^ニ名^ヲ榜^ヲ吾^ハ謂^ニ天民^{ナル}者^ト乎^ト所^レ謂^ニ達^ヲ可^レ行^フ於^ニ天下^ニ之意也故門人相與^ニ私^ニ諡^ヲ曰^ニ天民^{先生}」と記す。「有天民者、達可行於天下」は『孟子』「尽心章句上」。

平安人 「墓表」に「其先^ハ丹州桑田人也^ニ先生自^レ幼居^レ洛^ニ」とあり、上田寛撰「誠所先生家傳」（『史氏備考』卷九、『事實文編』卷三二）には、「城州横大路邑人也。…大和守宗定。挙族家于丹州桑田郡并河。遂氏焉。…考宗彌。號儉齋。三世居横大路不仕。」と記す。

また、『畸人伝』には「城南鳥羽横大路の人、自丹波と書るは、その本国歟。」、橋南谿『北窓瑣談』（寛政頃筆、文政八年刊）には「並河五一郎同勘助の父を並河弥右衛門といひて丹波の国並河村の人なり弥右衛門丹波より山城の国鳥羽村へ出て米商ひをなせり」と記す。

天民初年從^ニ仁齋^ニ學^ブ後以^ニ仁齋^ニ仁義禮智^ヲ天地自有^ニ之^ヲ物非性之所固有^ニ之^ヲ說^ヲ爲^ニ告^ニ子^ニ舊^ニ竄^ニ更^ニ立^ニ已^ニ見^ニ其^ニ說^ニ

見^ニ天民^{遺言}大略以^ニ爲^ニ四端^{之心}即^ニ仁義禮智^{仁義}禮智即^ニ四端^非四端之外別有^ニ仁義^自其與生俱生而言之則謂^ニ之^ニ性^自其情實無^ニ偽^而言之則謂^ニ之^ニ情自其以思爲^ニ職^而言之則謂^ニ之^ニ心^{其實}一也學者必欲指^ニ其^ニ孰^爲心孰爲^ニ性孰爲^ニ情^何不思^之甚也誠所疑語孟字義序曰吾竊聞^ニ之^ニ叔父^{信齋}矣一日信齋與天民共訪^ニ仁齋^之書竄^義及^ニ性理^{天民}質^以其所見心性情三名唯一之旨問答數四而仁齋默然稍久而歎曰非豪傑之士無^ニ所^ニ待^而興^起者不能^ニ與^ニ於^ニ此矣吾子誠問出^ニ之^ニ才也吾當^ニ改^ニ字^義耳誠所名^ニ永^字崇永小字五^{天民}兄嘗^ニ著^ニ五^歳內志^{有名}于^ニ世^也

天民：仁齋學 「墓表」に「先生初學^ニ於^ニ仁齋^ニ盡^ニ究^ニ其^ニ說^ニ」。「諸生初見帳」（植谷元「伊藤仁齋の門人帳」）へ『ピブリア』六九〇七二、昭五三・六〇昭五四・三三）の元禄四年正月に「一 並河傳之介」と記載。兄誠所は、同年九月四日に「一 並河正蔵／「同」傳之助舎兄、傳之助同道也」とある。この年、天民十三歳、誠所二十四歳。

後以…遺言 「復誠所先生書」(『天民遺言』卷上)に

「仁義禮智ハ天地自有之物非ト人性之所ニ有スル也仁齋一生之學悉備ニレリ於此ノ數語ニ…而仁齋復尋ニ告子之舊窩一ヲ唱テ仁義ハ非レ性ニ之說ヲ而自以テ為シ至珍至寶ト」とある。『畸人伝』では「伊藤仁齋に学ぶといへども、後その学をうたがひて、自一家を成せり。其説は天民遺言に見ゆ。」と記す。『北窓瑣談』には「二十才の時仁齋先生に従ひて廿六才の時仁齋の經義に不審ありて一日大に論し。其後は自身の発明の見識有しとぞ。」とある。『天民遺言』は二卷、享保七年刊。並河誠所、渡邊毅等の編。

大略以為 以下は「墓表」による。

四端…甚也 〈本文異同〉なし。

誠所…義序 『天民遺言』卷下にある。

吾竊…義耳 〈本文異同〉叔父一於叔父。

誠所…天民兄 並河誠所は掛川・川越藩儒。元文三年

没、享年七十一。「誠所先生家傳」に「先生名永。字宗永。後改字尚永。稱五一居士。別號誠所。」「畸人伝」

に「名永崇、字永父、仁齋門人、五畿内志の作者。後伊豆三島に住す。」と記す。字を「崇永」とするものは未

見。

五畿内志 『日本輿地通志』六一卷。関祖衡編。享保二〇・二一年刊。『山城志』『大和志』『河内志』『和泉志』『摂津志』を収める。誠所は『和泉志』『河内志』『摂津志』を校訂した。「誠所先生家傳」に「後與友人關祖衡。慨國朝無地志。發憤脩之。相議以為…而祖衡病死。屬先生成之。」とある。

天民性剛決負才。其學本于尚書論語孟子。以經濟為志。每稱所謂聽訟吾猶人也。必也使無訟乎。及如有用我者。吾其為東周乎。苟有用我者。蒼月而已可也。三年有成。數語曰。此聖人才德之本領也。奮然為己任。其說尚書曰。蔡氏集傳解得七分。王耕野所著讀書管見多所發明。王魯齋書疑考定錯簡。而文理稍覺順妥。唯於斟酌其意。以施諸家國之方。予竊不讓于諸君耳。嘗將上疏以蝦夷地方為內屬。而年僅四十。志不果。沒。識者惜之。

天民…負才 「墓表」に「志氣豪邁」、「畸人伝」に「為人胆斗才秀、比すべき類なし。」「北窓瑣談」に

「天民豪傑の質にて頼母敷人なりしが」。

其學…為志

「墓表」

に「平居講究シ經レ世ヲ之大體ヲ

討ニ論ス致ス治ヲ之要道ヲ皆原三ニテ於語孟與ニ尚書一以發ニ

露ス聖人之大業大法ヲ」、『天民遺言』卷上「書經」に

「蓋聖人之學本主一經濟一尚書、記ニ其ノ實一語孟ハ述ニ其

道一可レ謂ツ相表裏スル者一也」。

稱所謂…己任

『天民遺言』

卷上「聖人本領」に「學

者ハ先須シレ要知ニ一聖人本領一蓋知ニ其規模之大ナル

才德之盛一ナルヲ而後可ニ以論ニ聖人一矣…語ニ曰ク如シ有ニ用

我ヲ者一吾其レ爲ニ東周ヲ乎又曰苟モ有ニハ用レ我ヲ者一朞月

而已ニ可也三年ニ有ニ成ス一其才德之盛豈ニ可ニシヤ限量一ス

哉」、『畸人伝』に「又論語郷党篇に題して、…此篇、

孔夫子の礼貌を形容せりといへども、是皮毛なり。我を

用うるものあらば朞月のみにして可也。三年にして成こ

とあらん。或は訟を聞こと我猶人のごとし、必也訟なら

かしめんかなと宣ひ、又魯政を聞こと三月、魯国大に治

るごときその骨也、といはれしとぞ。」とある。「聴訟…

訟乎」は『論語』顔淵篇、「如有…東周乎」は同書の陽

貨篇、「苟有…有成」は子路篇。

説尚書 以下は『天民遺言』卷上「書經」による。

蔡氏…諸君耳

〈本文異同〉諸家国一于家国。于諸

君一之于諸君。

嘗將…不果没 天民は、蝦夷地開拓の意見書『關疆録』

（写本一冊。正徳四年起草。）を著している。『畸人伝』

に「官に上書し、松前に続ける蝦夷の地を、本邦に属せ

しめんの志ありしかども、齡足らず、三十有九にして歿

せれば事に不及。」とある。「墓表」は「享保三年戊戌四

月八日疾テ卒ス享年四十」。墓は京都東山清閑寺にある

（『京都名家墳墓録』）。

東涯曰。簡亮誠有才。然不可託六尺之孤。他日天民
聞之曰。東涯實知吾吾奪之人。未可自知也。至爲人
所奪決無之。東涯反之。

東涯…反之

『畸人伝』の

「又東涯此人を評して、其

才は拔群也。されども六尺の弧を託すべからず、といへ

るを告るもの有。天民點頭して、東涯よく我を知れり。

自奪んははかるべからず。唯人の為には欺るべからず。

東涯は是に反せり、危しといへり。其器量凡かくのごとし。」による。「可以託六尺之孤」は『論語』泰伯篇。

天民唱其所獨得、以振一時。仁齋没、其徒半從東涯、半從天民云。

仁齋：天民云 『畸人伝』の「仁齋歿後、其徒、東涯に従ふものと、天民に属するものと分れたり。」による。

又通倭學、善屬文、嘗作序劃記、多田南嶺取爲己說、載秋齋問語、伴蒿蹊畸人傳、錄天民事跡及序劃記、以發南嶺剽竊、可謂痛快。

通倭學…及序劃記 『畸人伝』の「また国学をも心得

たる人也。…天民の著述、かたそぎの記あり。国文もまた凡にあらず。しかも写本なればしる人まれに、うせなんををしむがうえに、既に此記をぬすみ略して、己が発明にして、秋齋問語にかけるなどをにくむが故に、事長けれども全文を左に掲ぐ。」による。『序劃記』は天民著、写本一冊。神社等にある「千木」「片削」「鯉木」の考証。多田南嶺は神道家・故実家・浮世草子作者。寛延三

年没、享年五十三。『秋齋問語』は四卷、宝暦三年刊。多田南嶺著。第四卷一三四話に「千木ノ論」がある。

「京より三里斗北愛宕郡小野郷雲が畑と云村の家の棟には今も所々にあり所の人にとへは風はけしきゆへにわらぶきの風に取られぬ為におく木なり」と云此名を此所にてかつう木と云よしなり昔は家々皆わらぶきゆへ風おさへにおきし物と見へたり」という内容は、天民の詳細な記述と重なる。ただし、「人家に用るは風のおそれなりそれゆへちきとは風木と書也風はちとよませり東風をこちといふにて可知」の部分は、天民の説にはない。伴蒿蹊は歌人・国学者。文化三年没、享年七十四。

一日門人相集、謂曰、先生若得志、使吾僑、當何事。座有一人曰、余之不才、先生所素知、但守倉庫、則雖一掬米、不敢私之。天民曰、使如爾者、奈何守倉庫、其人作色曰、先生以余爲不廉乎。天民笑曰、否。有竊物之才者、不爲人所竊、爾能不爲人所竊邪。

一日：竊邪 『畸人伝』の「或時、門人集りて、先生

もし志を給はゞ、吾は何にかつかひ給はんなどとり、いへる時に、一人、吾ごときものは物の用に立べからず。唯倉廩を守るにおいては、一粒米をも掠べからずといふ。天民、子がごとき人にいかで倉廩を守らすべきといへば、その人色をかへて、こは情なき仰や、盗むべきものと思召といへば、先生笑ひて、否、自盗む才ある人には托すべし。子は人に盗まるべき人なりといへり。」による。

仁齋以儒而爲醫爲不是其說見儒醫辨天民異於此
曰此邦儒無恒祿者宜兼岐黃偏以儒居則產難支
終或不能固其志也因是門人往往有儒而兼醫者
云

仁齋：於此『崎人伝』に「私按ずるに、仁齋文集には儒医の説ありて、儒を名とし、利を医にはかることを諷れり。所見異なり。」とある。『古学先生文集』卷三に「儒醫辨」があり、「世俗有儒醫之稱」。蓋醫而窺儒者。自恥其爲「小道」。且與「巫覡賤工」伍。而竊欲列之于儒。以表其名下見其名上。其事固卑陋最小。」と述べられる。

此邦…志也 『崎人伝』に「天民の説に、儒は医を兼べし、しからざれば、貧にして学卑陋に落といへりとぞ。」とある。

因是…者云 南川金溪『閑散余録』（天明二年刊。『日本随筆大成』第二期第二十卷）卷之二に、「並河勘介ガ曰、日本ノ儒者ハ医ヲ兼ヌベシ。然ラザレバ衣食ニ乏シクシテ困窮ニ至ルトゾ。ソレ故門人ニ渡辺新蔵、松原才次、清水源五、藤田左太夫、イヅレモ儒ニシテ医ヲ善セリ。ソノ子モ亦然リ。」と記す。原念斎『日本儒林談』に「天民曰吾邦本多不讀書者故以儒爲處士者旁可學醫術不然有時衣食不給或至求不義利是以其門生渡邊新蔵松原才次清水源五藤田左太夫等各兼業醫」（東京大学蔵本による）とある。

補注

① 山田重正「儒医並河天民とその周辺」（『花園大学研究紀要』八、昭五二）によれば、天民の墓の石蓋に刻まれた、天民男尚友の記述（安永三年）に「伯子誠所先生撰文先師孝恭渡辺先生書之」とあり、「墓表」は誠所

の撰文であるという。

②『北窓瑣談』板本には、三巻本（文政八年刊）と八巻本（文政一二年刊）とが存する。（参）太田晶二郎「橘南谿の稿本類について―北窓瑣談・東遊記」（『東京大学史料編纂所報』一、昭四二）。

（樫澤葉子）